

吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る 基本的な考え方(案)について

企画部地域政策室

1. 吾妻公園文化芸術施設について

(1) 整備コンセプト

文化芸術施設は、ホール・図書館・中央地域交流センターにそれぞれ求められる機能を十分に確保したうえで、従来通りの用途ごとに使い分ける施設ではなく、エントランスや共用部を介して、それぞれの機能が緩やかにつながることで、利用者やその活動が自然に交わる環境を生み出す公共施設を目指す。そして、利用者がより利用しやすい施設へと段階的に成熟させていく持続可能な公共施設を目指す。

(2) 複合化する機能と所管部署等

吾妻公園文化芸術施設が提供する機能は、現状、4部5課（総務部総務課、市民協働部市民活動支援課・地域共生推進課、都市整備部市街地整備課、教育部生涯学習課）が所管しており、新たに駐車場の管理や民間事業者による飲食施設等との連携に関する業務も付加する予定。

機能	現在の所管部署	現在の管理運営方法
ホール	総務部 総務課	指定管理
図書館	教育部 生涯学習課（教育委員会）	直営
中央地域交流センター	市民協働部 市民活動支援課(R8.4～)	直営
交通公園	市民協働部 地域共生推進課	直営（業務委託）
公園広場	都市整備部 市街地整備課	直営（業務委託）

2. 管理運営の基本的な考え方

○吾妻公園文化芸術施設の管理運営に当たってのポイント

- ①利用者が利用しやすい一体性の確保
- ②各機能における専門性・継続性の確保
- ③各機能の相乗効果による新たな価値の創出
- ④行政組織上の縦割りの解消
- ⑤市職員が担う業務の最適化

○基本方針

①分かりやすく誰もが利用しやすい管理運営

開館日や開館時間の統一など、利用者にとって分かりやすい一体的な管理運営を図るとともに、問合せ等にワンストップで対応できる体制を提供する。

②各機能の専門性・継続性を確保しつつ、複合施設ならではの新たな付加価値を生み出す管理運営

ホール・図書館・中央地域交流センターにおいて専門性・継続性を確保できる体制を構築するとともに、複合する多様な機能を相互に組み合わせ、利用者に複合施設ならではの新たな付加価値を提供する。

③効果的・効率的な管理運営

管理事務等の一元化を図り、各機能の職員が連携して業務を実施することで、運営コストの縮減を図り、効果的・効率的な管理運営を行うとともに、複合施設ならではの魅力的なコンテンツの提供により、施設全体の稼働率を高める。

○吾妻公園文化芸術施設の管理運営における直営と指定管理の比較

項目	全て直営		一体的に指定管理	
市民サービスの向上	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的かつ継続的な管理運営が期待できる。 ・ 各機能で窓口や管理事務が分かれるため、「縦割り」の管理運営となる可能性がある。 ・ 現在、指定管理者により管理運営しているホール機能については、直営ではノウハウが不足する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口等の一元化により、ワストップかつ利便性の高い施設サービスの提供が期待できる。 ・ 柔軟な雇用形態により開館時間の拡大など、利用者ニーズに対応することが期待できる。 ・ 民間事業者等のノウハウにより新たなサービスの提供が期待できる。 ・ 運営者の変更や撤退等のリスクがある。
コスト縮減効果	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の所管課が混在することで、施設全体として経費縮減が図りにくい。 ・ 機能ごとに職員を配置するため、管理部門などの人件費が重複する可能性がある。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営的な視点による事業展開や創意工夫により、経費の削減や稼働率の向上による増収が期待できる。 ・ 一体的、効率的な管理運営によるコスト縮減が期待できる。
効率的な職員配置	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで直営で行ってきた経験を活かすことが期待できる。 ・ 現在より施設規模が拡大し、設備等が充実するため、職員の増員が必要。 ・ 定期的な人事異動により職員が変更する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務範囲を施設全体で捉えることができるため、効率的な人員配置が可能。 ・ 専門的な人材を継続して雇用することができる。

★検討事項 1

管理運営の基本方針の実現に向けて、文化芸術施設や公園広場、交通公園などを1つの公の施設として、指定管理者制度を活用した一体的な管理運営について検討を進める。

3. 所管部署についての基本的な考え方

○整理すべき課題・現状等

- ①施設全体を一体的に指定管理者に管理運営させるためには、市長部局又は教育委員会のいずれか一方に、所管の一元化を図ることが必要となる。
- ②中央地域交流センターは、令和8年4月1日付けで教育委員会から市長部局に移管することが決定している。
- ③図書館の管理等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会の職務権限とされている。ただし、条例の定めるところにより、職務権限の特例として市長が管理等できる旨の規定がある。この場合においても、社会教育法に基づく社会教育機関であることに変わりなく、教育委員会と情報を密にし、連携していく。
- ④ホールについては、文化振興の拠点として位置付けるため、「文化」を所管する部署への移管を検討している。
- ⑤「文化に関すること」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会の職務権限とされている。ただし、条例の定めるところにより、職務権限の特例として市長が管理等できる旨の規定がある。

★検討事項2

吾妻公園文化芸術施設の所管を市長部局とし、設置管理条例の制定や指定管理者の選定手続きに向けて検討を進める。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、図書館を市長が管理・執行すること、「文化に関すること」を市長が管理・執行することを定めるため、「木更津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の改正について検討を進める。（同条例は、現在「スポーツに関する事務」を市長が管理等する旨定めている。）

○他自治体における事例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、教育に関する事務の一部を首長へ移管。

自治体名		首長へ移管した事務	
		図書館に関すること	文化に関すること
千葉県	千葉県		○
	佐倉市		○
	浦安市		○
東京都	渋谷区	○	○
神奈川県	藤沢市	○	○
	綾瀬市	○	○
	大和市	○	○
群馬県	太田市	○	○
	藤岡市	○	

4. 運営主体についての基本的な考え方

○指定管理者の比較

項目	民間事業者（株式会社、共同事業者等）		財団法人（市が関与する公的団体）	
公共性	△	・採算性を重視した運営により、市の施策に沿った事業展開が難しい場合が生じるおそれがある。	○	・市の施策に沿った運営や、公益的な事業への積極的な取組が期待できる。
専門性	○	・民間のノウハウを活用した事業展開や専門的な経営、創意工夫が期待できる。	○	・専門的な人材を揃えることで、利用者ニーズに合致した効果的な事業展開が期待できる。
安定性	△	・指定管理者が変更や撤退した場合、事業や蓄積してきた経験が途切れるおそれがある。	○	・職員や専門的な人材を安定的に雇用可能であり、施設運営のノウハウや経験の継承が期待できる。

★検討事項3

文化芸術施設は、本市の文化振興・地域交流の拠点となる施設であり、運営主体には、市の施策（文化振興・地域交流等）を踏まえた「公共性・専門性・安定性」が求められており、民間事業者と財団法人を比較した場合、財団法人による運営が望ましいと考える。

一方で、市内には上記要件を満たす財団法人が存在していないため、民間的発想で施設経営を行うとともに、各種事業を総合的かつ効果的にプロデュースする専門的人材や社会教育主事、図書館司書等の専門職を確保し、ノウハウを蓄積していくことを含め、新たな財団法人の設立について検討を進める。

○他自治体における事例（千葉県内）

県内において、財団法人が公共施設の管理運営を担っているもの。

自治体名	施設名	管理運営者	設立年月
千葉県	千葉県文化会館、 青葉の森公園芸術文化ホール	公益財団法人 千葉県文化振興財団	昭和61年3月
千葉市	千葉市民会館	公益財団法人 千葉市文化振興財団	昭和48年2月
	千葉市生涯学習センター	公益財団法人 千葉市教育振興財団	平成7年4月
市川市	市川市文化会館	公益財団法人 市川市文化振興財団	昭和60年3月
船橋市	船橋市勤労市民センター	公益財団法人 船橋市中小企業勤労者 福祉サービスセンター	平成4年1月
松戸市	松戸市文化会館	公益財団法人 松戸市文化振興財団	昭和61年3月
市原市	サンプラザ市原	公益財団法人 市原市地域振興財団	昭和39年11月
君津市	君津市民文化ホール	公益財団法人 君津市文化振興財団	平成2年3月
浦安市	浦安市文化会館	公益財団法人 うらやす財団	昭和63年3月

※図書館を含めた複合施設の管理運営を財団法人が担っている事例としては、東京都武蔵野市の武蔵野プレイス（管理運営者：公益財団法人 武蔵野文化生涯学習事業団）がある。

